

発議案第7号

生活保護費の引き下げをやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月6日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

|     |          |         |   |
|-----|----------|---------|---|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 堀 口 明 子 | ㊟ |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 植 田 進   | ㊟ |
|     | 同        | 伊 原 忠   | ㊟ |

## 提案理由

国に対し、生活保護費の引き下げをやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 生活保護費の引き下げをやめるよう求める意見書

安倍内閣は、2013年8月より、生活保護受給世帯における食費や光熱水費等の生活扶助費について大幅削減を実行し、生活困窮世帯に大きな打撃を与えてきた。今度は、家賃等の住宅扶助費の引き下げと、暖房費等を賄う冬季加算の削減を盛り込んだ予算案を本年1月に閣議決定し、さらなる削減を実施しようとしている。これは、消費税増税と物価高のもとで必死に暮らす生活保護受給世帯に、追い打ちをかける深刻な問題である。

現在の住宅扶助費でさえ、家賃が高い都市部で住まいを確保するのは困難であり、これ以上の引き下げは、憲法第25条に規定する「人間らしい生活」を保障する国の責任に反すると言わざるを得ない。

生活保護受給世帯の約8割は、高齢者世帯と傷病・障害者世帯、母子世帯であり、最も社会的支援を必要とする世帯なのである。このような世帯に、さらに「食費を削り、暖房の我慢」を迫るような、生活保護費の削減はすべきではない。

日本の貧困率が高まるもとで、政府がすべきことは、生活保護費の国庫負担を前年度比で188億円も削減するのではなく、史上最高額となる軍事費を削減し、大企業への減税をやめて、セーフティネットとしての社会保障制度を再生することである。

よって、本市議会は国に対し、生活保護費の引き下げをやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
厚生労働大臣様